

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成28年12月1日

12

No. 129

今月の Q&A

年末が近づいてきました。
年内に出来る節税はないでしょうか。

社員持株会を設置して自社株を譲渡や贈与する方法があると聞きましたが
どのようにすればいいのでしょうか？



01 今月のトピックス

Q

年末が近づいてきました。
年内に出来る節税はないでしょうか。

A

個人事業者であれば、小規模企業共済、倒産防止
共済へは加入済みですか。



年末や決算期での代表的な駆け込み節税策に、生命保険のほか、取引先倒産リスクをカバーする「経営セーフティ共済」や個人事業者が事業を廃止したときや、会社の役員が役員を退職したときに掛金に応じた共済金を受け取れる「小規模企業共済」に加入する方法があります。

両方とも国が母体の独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が運営しています。

【小規模企業共済】

- ・個人事業者、法人役員の退職金の積み立て共済。
- ・掛金は全額所得控除の対象（最大年84万まで全額経費にできます）
月1,000円～7万円まで。増減額も可能。12月に1年分をまとめて支払えます。
- ・加入できる人
従業員が、20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主と会社の役員が加入出来ます。
不動産が事業規模の場合（5棟10室以上）のみ加入可能です。
サラリーマンで不動産経営者は対象外です。
- ・受取方法
法人役員退職、個人事業廃止、相続の場合には解約金を手にします。
その際は退職金として税優遇あり。任意解約は一時所得として課税されます。

【経営セーフティ共済】

- ・全額経費にしながら積み立てられ、取引先が倒産して債権回収が困難な場合に共済金の貸付が受けられます。（積立金の最大10倍まで）
- ・月5,000円～最大20万までの掛け金。積立総額は800万まで。
解約時期は自由、解約時点で収益となります。
40か月経過後返戻率100%
- ・個人事業の不動産所得は対象外。法人の不動産管理会社は可能。

小規模企業共済と経営セーフティ共済は1年分を支払うと
来年分も含めて所得控除の対象となります。

アパート経営者は必要経費を年内に支出する方法も考えられます。



税理士 江後慎太郎

各位

2016年12月吉日
京都税理士法人代表社員 江後良平

新年例会のご案内

拝啓 秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、京都税理士法人では、顧客企業の発展及び交流を図ることを目的に、恒例となりました新年例会を下記の通り開催致します。

皆様にとって、有意義なお時間になるものと確信致しております。お忙しいこととは存じますが、社員の皆様ともども、是非ご参加賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

■日時

平成29年
1月25日(水)
16:30~ (受付開始 16:00~)

■主催

京都税理士法人
(江後経営グループ)

■会場

リーガロイヤルホテル京都
2階 朱雀・春秋の間
京都市下京区東堀川通堀小路下松明町1番地
TEL: 075-341-1121

■会費

10,000円/人 (定員200名)

■お問合せ先

京都税理士法人 (担当: 百々、岡本)
TEL: 075-693-6363 FAX: 075-693-6565
E-mail: ego-g@ego.co.jp

■プログラム

定員200名

第1部 講演会 16:30~18:00

『生き残るのか、生まれ変わるのか、
中小企業の未来を決める分岐点』

小説家 真山 仁 氏



(C) Bungeishunju Ltd. All Rights Reserved.

今回は、「ハグタカ」シリーズ著者の、真山 仁氏をお招き致します。2007年にはNHK土曜ドラマにて、「ハグタカ」が放映され話題になりました。新聞記者、フリーライターとしての経験もお持ちの真山氏。中小企業取材の経験をもとに、中小企業活性化の要諦について語っていただきます。ぜひご参加ください。

第2部 懇親会 18:20~20:30

ご参加頂きました異業種の皆様の親睦を図って頂きたく、懇親会時には、参加者の皆様の名簿(会社名、参加者名、事業内容)を配布致します。

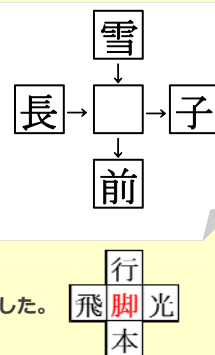
堅苦しい会ではございません。仕事の話はもちろんのこと、趣味などプライベートなお話も交えながら、皆様の交流を深めて頂き、ビジネスにお役立て頂ければ幸いです。

今月のクイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

①雪→□ ②長→□
③□→前 ④□→子 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.128 平成28年11月号) の解答は【脚】でした。

お問い合わせ

Q

社員持株会を設置して自社株を譲渡や贈与する方法があると聞きましたがどのようにすればいいのでしょうか？

A

社員持株会への譲渡や贈与により財産の評価額が下がる事があります。



「従業員にも株を所有してもらって会社の一員である事を意識してもらおう！」
こういった目的もあり社員持株会を設置する会社は多くあります。
では社員持株会とはどういったものなのでしょうか？

社員持株会とは、会社が従業員に自社株の保有させる制度です。

上場会社では従業員の福利厚生为目的で社員持株会を設置する事が多いようですが、非上場会社における社員持株会設置の大きな理由としてはオーナー経営者の相続対策を目的としています。

社員持株会を利用した自社株対策として、経営権に影響しない程度の株数を社員持株会に譲渡したり、贈与する事で、株式を社外に流出させずにオーナーの相続財産を減らすことができます。

ではなぜ社員持株会に渡す事が相続税対策になるか考えてみましょう。

オーナー所有の自社株は原則的評価による高い価額で評価されます。
これに対し社員持株会の所有する自社株は特例的評価で一般的に低い価額で評価されます。
両者の評価額には大きな差があるケースがほとんどです。この評価方法の違いによる評価額の差額を使ってオーナーの財産を圧縮を狙います。

例えばオーナー所有の自社株が原則的評価方法で評価額100万円/株、持株会所有の自社株が特例的評価方法による評価額5万円とします。
オーナーは所有する100万円の自社株を5万円で持株会に売却することで差額95万円の財産を圧縮出来る事になります。(オーナー一族が低い評価額で売却することに納得するかどうかの問題はありますが・・・)

社員持株会の設置、検討してみたいかがでしょうか？



主任 榎本